

s t アカウント利用誓約書

学籍番号							学 科	
日 付 (西暦)	年 月 日			署 名				

大東文化大学の s t アカウントの利用に際し、s t アカウント利用要領を正確に理解したうえで、以下のことを遵守することを誓約いたします。

- ① 「教育（部・サークル活動を含む）、研究及びその支援」以外の目的に利用しません。
- ② SNS、ブログ、ウェブページ等での団体・個人に対する名誉・信用棄損に当たる情報の発信はしません。
- ③ 差別、侮辱、ハラスメントに当たる情報の発信はしません。
- ④ 個人情報漏洩、肖像の無断公開、その他プライバシーを侵害する情報の発信はしません。
- ⑤ 他人の知的財産権を侵害する情報の発信（アップロード）、受信（ダウンロード）はしません。
- ⑥ 各種法令、公序良俗に反しません。通信の秘密を侵害しません。
- ⑦ 営業ないし商業を目的として利用しません。
- ⑧ 学内又は学外のシステムに、損害又は不利益を与えません。
- ⑨ その他、反社会性、反道徳性のある行為をしません。
- ⑩ 情報実習教室の利用時は、パソコンを破壊する行為や飲食をしません。

違反した場合、アカウントの削除または一時停止することに異議はありません。削除または一時停止により授業の課題が提出できない、授業が受けられない等の学業に係わる不利益が生じても異議はありません。

【st アカウント利用要領】

（平成 30 年 5 月 21 日改正）

（趣旨）

第1条 この要領は、学校法人大東文化学園学術情報ネットワーク利用規程（以下「ネットワーク利用規程」という）第8条第3項に基づき、学園総合情報センター事務室（以下「センター事務室」という）が、インターネットサービスを利用するため設置した s t アカウントの利用及び管理について、必要な事項を定める。

（利用目的）

第2条 s t アカウントの利用は、学術研究及び教育を目的とするものに限る。

（利用可能なサービス）

第3条 s t アカウントの取得により利用できるサービスは、次のとおりである。

- (1) 実習教室システム（教室端末、教室プリンタ等）の利用
- (2) Google 社が提供するサービスの一部(3) 静的WWWページ公開
- (4) 学外からのVPN接続
- (5) 情報コンセントタイプCの利用
- (6) DBポータルの利用（大学の教職員・学生のみ）
- (7) 無線LANの利用
- (8) その他、学園総合情報センター所長（以下「センター所長」という）が許可したサービス

（取得資格）

第4条 s t アカウントを取得できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学園の専任及び非常勤職員
- (2) 大学に在学中の学部生、大学院生、委託研修生、研究生、交流学生及び科目等履修生
- (3) 高校に在学中の生徒
- (4) その他、センター所長が適当と認めた者

（取得申請）

第5条 前条(1)及び(2)に該当する者は、申請なしで s t アカウントを取得できる。前条(3)(4)に該当する者が、s t アカウントの取得を希望する場合は、利用申請書をセンター所長に提出し、許可を得なければならない。2使用者は、複数の s t アカウントを取得することはできない。ただし、センター所長が特に認めた場合は、この限りではない。

（管理義務）

第6条 s t アカウントの利用によって行われた行為については、当該 s t アカウントの取得者が責任を負う。

2 s t アカウントを貸借すること及びパスワードを開示することを禁止する。

（有効期限）

第7条 s t アカウントの有効期限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学園の専任及び非常勤職員は、退職した年度の次年度末まで
- (2) 大学の学部生、大学院生は、「s t 卒業生アカウントの利用要領」による。

(3) 大学の委託研修生、研究生、交流学生及び科目等履修生は、「s t 卒業生アカウントの利用要領」による。

(4) 高校の生徒は、「s t 卒業生アカウントの利用要領」による。

(5) その他、センター所長が適当と認めた者は、センター所長が定めた期限。

2センター事務室は、有効期限を過ぎた利用者の s t アカウント及び利用者ファイルを、速やかに削除しなければならない。

（遵守事項）

第8条 学校法人大東文化学園学術情報ネットワーク利用規程第2章第5条を準用する。

（利用の停止）

第9条 センター所長は、s t アカウントの利用が前条に反すると認めた場合には、当該 s t アカウントの利用を一時停止することができる。

（s t アカウントを使用したサービスの提供）
第10条 s t アカウントを使用したアカウント管理により、サービスの提供を希望する者は、使用申請書をセンター所長に提出し、許可を得なければならない。申請者は、学園の専任職員に限る。センター所長は、許可を与えたサービスを第3条に追記しなければならない。

（要領の改廃）

第11条 この要領の改廃は、センター所長が行う。